

令和3・4年度

酒 田 市

競争入札（見積）参加資格審査申請

（物品・役務・賃貸借）

## 提 出 の 手 引 き

令和2年11月1日現在

目 次	1 申請できる方	1 ページ
	2 参加資格（登録）有効期間	1 ページ
	3 受付期間	1 ページ
	4 受付方法	1 ページ
	5 申請内容の公表	2 ページ
	6 提出書類等	2 ページ
	7 その他・留意事項	2 ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登録された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する物品・役務・賃貸借の業務を希望される方は必ず申請を行ってください。

## 1 申請できる方

酒田市が発注する物品・役務・賃貸借に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

●次のいずれかに該当する場合

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

●各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

## 2 参加資格（登録）有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 3 受付期間

**令和2年12月1日（火）から令和3年1月15日（金）まで【当日消印有効】**

※令和3年4月1日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。

受付期間終了後の随時受付は、令和3年4月中旬から開始の予定です。

## 4 受付方法

**申請書類の受付は【郵送のみ】で行います。（窓口での受付は行いません）**

封筒に「競争入札（見積）参加申請（物品等）」と記入の上、下記宛先までお送りください。

※この申請は上下水道部分を含みます。

**【宛先・問合せ先】**

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号  
（個別番号） 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）  
電 話 0234-26-5708（直通）  
FAX 0234-26-5738

☆この申請のほかに「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」や「小修繕工事（50万円以下）」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに郵送してください。

☆酒田地区広域行政組合分は、同組合消防本部予防課総務係（〒998-6711 山形県酒田市飛鳥字契約場30番地／電話0234-61-7119）へ提出してください。その際の提出先は「酒田市長 宛」ではなく、「管理者 酒田市長 宛」となりますので、注意してください。

☆受理証の発行を希望される方は、必ず、宛先を記入し、84円切手を貼った返信用定型封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。

☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

## 5 申請内容の公表（令和3年度より実施します）

書類審査完了後、社名又は名称、住所、電話番号、営業種目等を市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上申請してください。

## 6 提出書類等

提出書類は様式集のチェックリストを参照してください。

申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.sakata.lg.jp/>

（「入札・契約」コーナーの『入札参加』の中にあります）

### **提出書類に係る留意事項**

- (1) 各証明書等は、原本又は写しを1部添付して下さい。（発行日は申請日から3か月以内のもの  
※参加希望業種に関する許認可証明書を除く）
- (2) 「酒田市 市税の納税証明書」は次のとおりとします。
  - ◎法人⇒「最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの）」をお願いします。  
【事業年度の関係上、最新のものが、「令和元年度」の場合と「令和2年度」の場合が考えられますので、各申請者においては、該当する方の年度について、必ず市民課に申し出てください。】
  - ◎個人⇒「令和元年度の納税証明書」をお願いします。

## 7 その他・留意事項

### (1) 申請内容の変更について

申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。変更届は、市HP「入札・契約／お知らせ 入札参加」からダウンロードしてください。

（但し、原則として参加希望業種届における「希望業種」「希望順位」及び「業務内容」の変更や追加については、特別な事情がない限り認めませんので、注意してください。）

- (2) この登録申請は、酒田市上下水道部で物品・役務・賃貸借を発注する場合にも適用されます。
- (3) 「物品」には、物品の売買、物品の製造請負（印刷製本）、購入した物品の保守（修繕）が該当します。「役務」には各種業務委託、「賃貸借」には物品の賃貸借が該当します。  
※ 但し、「建設工事」「小修繕」「測量・コンサルタント等」の業務については、「物品・役務・賃貸借」の登録ではなく、契約検査課で受付する別の登録となります。
- (4) 申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- (5) 登録されれば自動的に、又は必ず指名等があるという制度ではありません。ご了承ください。
- (6) 登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。
- (7) 申請された情報は、情報公開の請求があったとき、酒田市情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。